

財務省告示第四百二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十七年十月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十一月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記

利付国庫債券（五年）（第五十

二 発行の根拠

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第二条第一項及び財政

三 振替法の適

用等
計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項及び第五條ノ二
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

入 決 定 の
法 格 競 争
入 札 発 行 争

口

札 非 競 争 入
発 行 入

国 債 市 場

特 別 参 加

者 ・ 第 一

非 競 争

争 入 札

行 入 札

国 債 市 場

特 別 参 加

価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行（以下「非
競争入札発行」という。）の価格
競争入札発行と同時に発行（以下「非
競争入札発行」という。）の価格
で、あつて、財務大臣が各債市
場特別参加者ごとに発行（以下「非
競争入札発行」という。）の価格
を定めるものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）の価格
及び価格競争入札発行（以下「非
競争入札発行」という。）の決定を
した後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各債市場特別
参加者ごとに発行（以下「非
競争入札発行」という。）の決定を
するものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）の決定を
市場特別参加者（以下「非
競争入札発行」という。）の決定を
争入札発行」という。）の決定を

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。応募額を案分により
各申込みの応募額を割り当てる。
各債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金										七 払 込 金 額									
		行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 行 争	価 格 競 争	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競
平成十七年十月二十五日	す る 。 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	額 の 整 数 の 金 額 に よ る 最 低 額 の 金	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	千 六 百 二 十 七 億 三 千 七 百 十 万 円	千 六 百 九 十 四 億 三 千 四 十 万 円	百 九 十 一 億 四 千 八 十 四 万 円	一 兆 八 千 八 十 八 億 七 千 六 百 十 二	六 百 二 十 九 億 円	付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 千	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条								

十四 初期利子

十を乗じた金額へただし、当該
国債を発行時において取得する
者が非居住者又は外国人である
場合には、前記(一)の算式により
算出した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所得
税の税率を乗じた金額を控除
することができる。
平成十八年三月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う(以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期利子

償還期限 償還金額 元利支額 払込期日
二十 十九 十八 十七 十六

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お い
て、 その 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
利 子 を 支 払 う。
平 成 二 十 二 年 九 月 二 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
日 本 銀 行
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者
平 成 十 七 年 十 月 二 十 五 日